

第 I 編 総則編

第1章 地域防災計画の策定

第1節 地域防災計画改定の経緯及び策定の目的等

第1 地域防災計画改定の経緯

我が国では、近年、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における地震・津波災害や、毎年のように河川氾濫や地すべり等の被害が発生している豪雨災害といった従来からの災害に加え、平成26年2月の関東甲信地方における記録的大雪や平成25年9月に埼玉県越谷市や千葉県野田市等に被害をもたらした竜巻といった新たなリスクとなる災害など、多くの災害が発生している。これら既往の災害から得られた教訓や知見等を踏まえ、国における法律の制定、災害対策基本法や防災基本計画等の改正、各種計画の見直し等が行われた。

また、埼玉県においても平成24・25年度に地震被害想定が見直され、それに伴い、平成25年度に東日本大震災の経験や教訓も踏まえた県地域防災計画の大幅改定、平成26年度にも大雪への対応を追加するなどの修正が行われた。

市は、上記の埼玉県による地震被害想定調査の見直しや平成25年度に行われた内閣府による首都直下地震被害想定の見直しによる最新の知見を踏まえて、平成26年度に首都直下地震を対象とした地震被害想定調査を実施して、想定地震に対する地震被害の予測と被害想定結果に対する市の防災上の課題抽出を行った。

これら関連する法規・計画・制度の改定や市の地震被害想定調査結果、市における防災対策の現状を踏まえ、平成28年2月に地域防災計画を改定した。

改定の基本方針は次のとおりである。

- 1 災害対策基本法改正への対応
- 2 土砂災害防止法改正への対応
- 3 水防法改正や県地域防災計画修正など、その他の国や県の関連法規・制度・計画等の最新情報の反映
- 4 近年多発する様々な災害への対応の強化
- 5 最新の和光市地震被害想定調査の反映
- 6 市の組織改編、協定締結等、最新情報の反映

第2 地域防災計画策定の目的

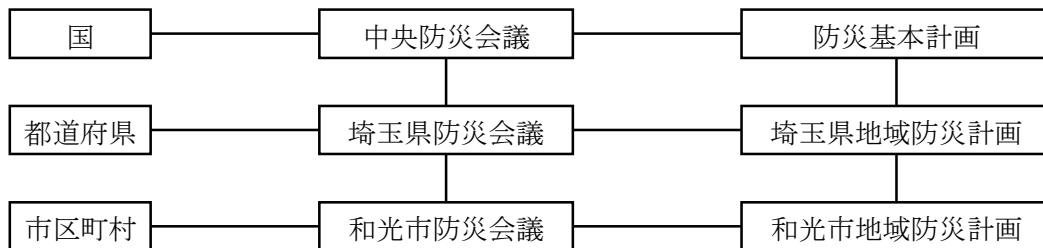
本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき和光市防災会議が策定する計画であり、和光市の地域に関する災害対策に関し、和光市、県及び関係機関、公共的団体等がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第3 地域防災計画の体系及び構成

1 地域防災計画の体系

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市町村の防災会議と地域防災計画の体系は次のとおりである。



2 地域防災計画の構成

(1) 地域防災計画の編集

【I 総則編】

【II 和光市の概況及び被害想定編】

【III 震災対策編】

第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策

第2章 震災復興

第3章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

【IV 風水害対策編】

第1章 風水害に対する予防対策と応急対策

第2章 災害復興

【V 各種事故対策編】

【VI 資料編】

【災害対応活動マニュアル集】

(2) 風水害対策の記載内容

ア 災害に対する予防対策と応急対策

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を軽減するための事前措置と、実際に災害が発生した場合に災害の拡大を防止するための応急的な措置及び復旧対策を、一連の流れとして記述する。

イ 災害復興

災害復興の実施に当たり、その基本的な方針等について定める。

第2節 地域防災計画策定の基本方針及び防災目標

第1 基本方針

- 1 阪神・淡路大震災及び東日本大震災等を踏まえた大規模な地震災害を想定し、地域防災計画「震災対策編」を計画する。また、「風水害対策編」及び「各種事故対策編」を計画し、風水害及び各種災害等に応じた対策をとることができる計画とする。
- 2 第四次和光市総合振興計画に基づいた災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するための方針を示す。
- 3 計画及び法令等との整合
計画及び法令等の改正（趣旨）を踏まえ、和光市地域防災計画の整合性を図る。
 - (1) 災害対策基本法
 - (2) 災害救助法
 - (3) 埼玉県地域防災計画
 - (4) 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部（以下、「埼玉県南西部消防本部」という。）消防計画
 - (5) 各指定行政機関等の防災業務計画
 - (6) その他の関連法令等
- 4 地域防災計画における業務内容に対する担当部課等の明示

第2 防災目標

- 1 基本理念に対する基本目標及び具体的目標
基本理念は、「みどりと人間の自然な調和が保たれ、人間の生命が息づく豊かなまちの創出」及び「災害に強い安心して生活できるまちの創出」である。その下に3つの基本目標「災害に強い防災体制の確立」、「災害に強い市民の育成」及び「災害に強い防災都市構造」を掲げる。さらに、その下に具体的目標を位置付ける。
【資料-1 和光市の防災目標】
- 2 基本目標の意義
 - (1) 災害に強い防災体制の確立とは
 - ア 災害発生時に、それぞれの立場での役割の明確化とその実行
 - イ 必要情報の正確で迅速な伝達
 - ウ 実戦的な対応方法の平常時からの訓練と発生時の実行
 - (2) 災害に強い市民の育成とは
 - ア 災害発生と立地条件についての知識を身につけ、災害に対処すべきかについて、関心と理解をもつ市民
 - イ 災害に対する自己防衛の姿勢やその方法についての理解と知識をもつ市民
 - ウ 災害時には、沈着冷静に行動できる市民
 - (3) 災害に強い防災都市構造とは
 - ア 自然の立地条件に適した都市計画に基づく災害を発生させない都市構造

I 総則編 第1章 地域防災計画の策定
第2節 地域防災計画策定の基本方針及び防災目標

- イ 災害が起きても、被害を拡大させない都市構造
- ウ 公共施設等、多くの市民の集まる施設の災害対応力の充実

第3節 地域防災計画と関連する主要な計画等

第1 指定行政機関等の防災業務計画

【本編 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 総則-8】に示す指定行政機関等の防災業務計画との整合を図る。

第2 埼玉県南西部消防本部消防計画

1 消防計画の基本的な性格

- (1) 消防機関の独自の計画で、地域防災計画と重複する部分においても、活動内容が詳細に記載されている。
- (2) 小規模な災害に対して、平常時の組織として迅速に対応できる。また、地域防災計画と重複する部分において、密接な関連性を保っている。
- (3) 地域防災計画に有機的に移行できる。
これらの関係は、相互に抵触せず密接な関連性を保つ。

2 消防計画との整合

消防機関による消防計画にも防災という面はあるが、地域防災計画とはある部分では重複し、しかも互いに相反しないように定められている。

実際の災害時の活動では、救急・救助、消火、情報収集・伝達等、消防機関が活動する分野が非常に多いため、消防業務は消防本部・消防署の仕事というイメージがある。

しかし、基本的には市全体が対処すべき業務である。この点を念頭において、本市の地域防災計画は、消防計画と整合するものとする。

第3 第四次和光市総合振興計画

1 将来都市像

基本構想は、目標実現のための計画期間を10年間（平成32年度まで）とし、10年後の本市が目指す将来都市像として、「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」を掲げている。

2 都市づくりのための基本目標

将来都市像の実現のため、市民と行政がともに目指す基本目標を次のとおり定めている。

I 快適で暮らしやすいまち（都市基盤）

市民の誰もが快適に暮らせるよう、都市基盤の整備水準（質・量）の向上を図る。また、交通の利便性を生かした快適な市街地としての環境を整備するとともに、都市と自然の調和した本市の特長を生かした良好な景観を形成することで、誰もが住みやすいまちを目指す。

II 自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）

学校と地域が連携した教育を行い、将来に向かっていきいきと学べる教育環境づくりを進める。また、市民が多彩な活動や交流の場を通じさまざまな文化に触れるとともに多様化・高度化する市民の学習ニーズに応える生涯学習を推進し、人間性豊かで創造性を育むまちを目指す。

III 健やかに暮らしみんなを支え合うまち（保健・福祉・医療）

市民の誰もが生涯にわたり生きがいを持ち、健やかで安らぎある暮らしが送れるよう、多様化する福祉ニーズに対し、市民が協力し、地域でお互いに支え合う地域福祉社会の実現を目指す。

IV 安らぎと賑わいある美しいまち（生活・環境・産業）

市民と行政の協働により、豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐため、環境を保全し、緑豊かな美しいまちづくりを進めるとともに、環境負荷の少ないまちの実現を目指す。また、市民の生命と財産を守るため、災害に強い、安全で安心なまちづくりを目指す。さらに、本市の立地や資源を生かし、産業の発展を目指すとともに、全ての世代がコミュニティづくりに参加する、賑わいと活力に満ちたまちを目指す。

3 重点プラン

今後10年間における重点的な取組として「安全で暮らしやすいまちづくりプラン」、「安心していきいきと暮らせるまちづくりプラン」を重点プランとして掲げ、その実現を目指し、庁内関係各課が連携するとともに、予算の集中化や職員体制の充実を行うなど、重点的・積極的に取り組んでいく。

(1) 重点プラン1 安全で暮らしやすいまちづくりプラン

市民の誰もが安全に暮らすためには、災害に強いまちや市民の身近な暮らしの安全といった観点からの施策が重要であるので、次の4つの取組を重点的に行う。

- ① 駅北口土地区画整理事業を積極的に推進する。
- ② 道路環境の整備を推進し、安全な歩行空間を確保する。
- ③ 自助・共助による防災体制を推進する。
- ④ 地球温暖化防止対策を推進する。

(2) 重点プラン2 安心していきいきと暮らせるまちづくりプラン

市民の誰もが安心していきいきと暮らすためには子育て世代と高齢者の安心や地域との連携といった観点からの施策が重要であるので、次の5つの取組を重点的に行う。

- ① 快適で安心な教育環境の中で地域と連携した教育を推進する。
- ② 地域で安心して子育てができるよう支援する。
- ③ 小中学校の配置・規模の適正化を図る。
- ④ 高齢者が安心する生きがいづくりを支援する。
- ⑤ 地域で安心して触れ合えるよう支援する。

4 防災に関する現状及び課題

(1) 日本を含む世界各地における大地震の発生などにより、市民の防災意識が高まっている一方、都市化の進行により、災害時に地域防災の基盤となる地域住民間のコミュニティ意識が希薄化しており、地域における自主的な防災体制の強化が求められている。

(2) 総合体育館の総合的な防災拠点化の推進や県外及び近隣自治体等との相互応援協定の締結など、災害発生時における対応力の強化に努めているが、引き続き、防災施設における備蓄品の計画的な整備や災害時要援護者対策が求められている。

(3) 消防団は、条例定数に近い団員数を確保しているものの、若い世代の入団数は減少しており、消防団の力を十分に発揮できるよう、団員数の確保に努めていく必要がある。

第4節 防災に関する計画の改定（修正）

第1 地域防災計画の改定（修正）

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを和光市防災会議において修正する。

第2 災害対応活動マニュアル等の作成と修正及び各種計画等の策定

本計画は防災に関する基本的事項を定めたものであり、本計画に基づき各部署は災害対応活動マニュアル等の作成及び各種計画等を策定して、災害に即応できる体制を整備しておく必要がある。また各部署は、必要に応じてマニュアルの修正を行うものとする。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 埼玉県

第1 防災に関する業務

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること
- (2) 防災に関する教育及び訓練の実施に関すること
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関すること
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること
- (5) 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためにあらかじめ講ずべき措置に関すること
- (6) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること
- (6) 清掃、防疫その他の保護衛生措置に関すること
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること
- (8) 緊急輸送の確保に関すること
- (9) 前各号のほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること

第2 防災会議及び災害対策本部

県に、埼玉県防災会議を置く。

防災会議の組織及び運営については、関係法令、県防災会議規則、県防災会議運営要綱の定めるところによるものとし、その任務及び組織については、次のとおりとする。

- 1 県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 県知事の諮問に応じて県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、県知事に意見を述べること。

- 4 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行う。また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認める時は、知事は県地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

第3 他都県との相互応援

県は、県域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し応援を求めることができるよう、相互応援の円滑な実施のための体制を整備する。

第4 埼玉県地域機関

- 1 埼玉県南西部地域振興センター
 - (1) 災害応急対策組織の整備に関する事。
 - (2) 災害情報の収集及び報告に関する事。
 - (3) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
 - (4) 災害現地調査に関する事。
 - (5) 現地災害対策本部の設置・運営に関する事。
 - (6) 新座防災基地の開設・運営に関する事。
 - (7) 緊急通行車両通行証の発行に関する事。
 - (8) 災害応急対策に必要な応援措置に関する事。
- 2 埼玉県朝霞保健所
 - (1) 保健衛生施設等の被害状況把握。
 - (2) 医療品、衛生材料及び各種資材の調達、あっせんに関する事。
 - (3) 飲料水の検査に関する事。
 - (4) 感染症予防対策に関する指導。
 - (5) 食品衛生に関する指導。
 - (6) 災害時の上水道の衛生に関する情報提供。
 - (7) 管内医療機関の被害状況及び稼働状況の確認。
 - (8) 被災者の医療等保健衛生に関する事。
 - (9) 徘徊犬の捕獲等の動物指導業務。
 - ア 徘徊犬の捕獲・収容・返還
 - イ 動物の避難場所での収容場所の確保
- 3 埼玉県さいたま農林振興センター
 - (1) 農畜林水産関係の被害調査に関する事。
 - (2) 農業共済制度に関する事。
 - (3) 農業災害対策（技術支援、助成、制度融資など）に関する事。

I 総則編 第3章 応援協力体制
第3節 和光市

(4) 県災害対策本部さいたま支部の構成機関として災害対策業務にあたること。

4 埼玉県朝霞県土整備事務所

- (1) 降水量、水位等の観測通報に関する事。
- (2) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事。
- (3) 水防管理団体との連絡指導に関する事。
- (4) 県管理の河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関する事。
- (5) 土砂災害警戒情報の伝達に関する事。

5 埼玉県南部教育事務所

- (1) 教育関係の被害状況の調査に関する事。
- (2) 公立学校、施設の災害応急対策及び指導に関する事。
- (3) 災害給付及び災害貸付けに関する事。
- (4) 応急教育実施の予定場所の指導に関する事。
- (5) 教育実施者の確保に関する事。
- (6) 応急教育の方法及び指導に関する事。
- (7) 教科書、教材等の配給に関する事。
- (8) 国及び指定文化財の保護に関する事。
- (9) 災害地学校の保健指導に関する事。
- (10) 災害地学校の給食指導に関する事。

6 埼玉県警察朝霞警察署

- (1) 災害情報の収集・伝達及び広報。
- (2) 警告及び避難誘導。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護。
- (4) 交通秩序の維持。
- (5) 犯罪の予防検挙。
- (6) 行方不明者の捜索及び検視（死体見分）。
- (7) 漂流物等の処理。
- (8) その他の治安維持に必要な措置。

第2節 陸上自衛隊及び指定地方行政機関等

第1 陸上自衛隊第32普通科連隊

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
 - (3) 県地域防災計画に合致した防災訓練の実施に関すること。
- 2 災害派遣の実施
 - (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
 - (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第2 指定地方行政機関

- 1 埼玉労働局（さいたま労働基準監督署）
 - (1) 工場及び事業所における労働災害の防止に関すること。
- 2 関東地方整備局（荒川上流河川事務所）

管轄する河川、道路、官庁施設等についての計画、工事及び管理を行うほか次のとおり。

 - (1) 災害予防
 - ア 震災対策の推進に関すること。
 - イ 危機管理体制の整備に関すること。
 - ウ 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。
 - エ 防災教育等の実施に関すること。
 - オ 防災訓練に関すること。
 - カ 再発防止対策の実施に関すること。
 - (2) 災害応急対策
 - ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。
 - イ 活動体制の確保に関すること。
 - ウ 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。
 - エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。
 - オ 災害時における応急工事等の実施に関すること。
 - カ 災害発生時における交通等の確保に関すること。
 - キ 緊急輸送に関すること。
 - ク 二次災害の防止対策に関すること。
 - ケ ライフライン施設の応急復旧に関すること。
 - コ 地方公共団体等への支援に関すること。
 - サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。
 - シ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること。

ス 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。

(3) 災害復旧・復興

ア 災害復旧の実施に関すること。

イ 都市の復興に関すること。

ウ 被災事業者等への支援措置に関すること。

3 東京管区気象台（熊谷地方気象台）

(1) 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

(2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。

(3) 気象、地象（地震に当たっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関すること。

(4) 緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。

(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。

(6) 災害発生時（発生が予想される時を含む）において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと。

(7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

第3 指定公共機関

1 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部

(1) 電気通信設備の整備に関すること。

(2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。

(3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

2 日本赤十字社埼玉県支部（和光市地区）

(1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一部保存を除く。）に関すること。

(2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること。

(3) 主として日本赤十字社埼玉県支部を通じ、炊き出し、物資配給、避難所作業、緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金の募集、配分の協力に関すること。

3 日本通運株式会社 埼玉支店新座コンテナ事業所

(1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。

4 東京電力パワーグリッド株式会社 志木支社

(1) 災害時における電力供給に関すること。

(2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

- 5 東京ガス株式会社 北部支店
 - (1) 災害時におけるガスの供給に関すること。
 - (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第4 指定地方公共機関

- 1 東武鉄道株式会社・東京地下鉄株式会社 和光市駅
 - (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
 - (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び旅客の輸送の協力に関すること。
- 2 一般社団法人埼玉県トラック協会 朝霞支部
 - (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送に関すること。
- 3 一般社団法人埼玉県バス協会
 - (1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
 - (2) 災害時におけるバス車両等配車に関すること。
- 4 一般社団法人朝霞地区医師会・歯科医師会・薬剤師会
 - (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
 - (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
 - (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

第5 公共団体等

- 1 あさか野農業協同組合
 - (1) 市が行う被災状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
 - (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
 - (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
 - (5) 農産物の需給調整に関すること。
- 2 埼玉県生活協同組合連合会
 - (1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。
 - (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。
- 3 和光市商工会
 - (1) 市が行う商工業関係被災調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。
 - (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
 - (3) 救援用物資及び復旧資材の確保について協力、あっせんに関すること。
- 4 和光市建設業安全協会
 - (1) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
 - (2) 災害復旧に関すること。
- 5 和光市指定上下水道組合
 - (1) 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること。
 - (2) 災害時における水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。

I 総則編 第3章 応援協力体制
第3節 和光市

(3) 災害時における下水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。

6 病院等経営者

(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。

(2) 被災時の病人等の収容、保護の実施に関すること。

(3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。

第3節 和光市

第1 防災に関する業務

市は、埼玉県南西部消防本部及び指定地方公共機関等と連携して、災害予防、災害応急・復旧対策及び災害復興対策等の防災に関する業務を実施する。

1 災害予防

- (1) 防災に関する市民の啓発及び教育に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (3) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- (6) 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。
- (7) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。

2 災害応急・復旧対策

- (1) 警報等の情報伝達や避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救護、救助その他保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 前各号のほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。

3 災害復興

被災地域及び施設等の復興に関すること。

第2 防災会議

1 準拠

和光市防災会議条例及び和光市防災会議運営要領

【資料-2 和光市防災会議条例】

【資料-4 和光市防災会議運営要領】

2 所掌事務

市は、災害対策基本法第16条に基づき、次の業務を実施するために、和光市防災会議を設置する。防災会議の所掌事務は次のとおりである。

- (1) 地域防災計画の作成とその実施の推進
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議

- (3) 市域にわたる災害情報の収集
- (4) 災害応急対策及び災害復旧に関する関係機関相互の連絡調整
- (5) 非常災害時における緊急措置計画の作成とその実施の推進
- (6) その他法に基づく権限に属する事項

【資料-5 和光市防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項】

3 防災会議委員

防災会議は、市長を会長として、1号委員～9号委員で構成する。

【資料-6 和光市防災会議委員】

第3 埼玉県南西部消防本部

1 所掌業務

大地震などには火災の多発が予想され、人命に与える危険性は大きい。従って、市の防災機関は、発災時における出火防止と初期消火の徹底を市民や事業者に呼びかけるとともに、和光市消防団を含めて、その全機能を挙げて避難所の安全確保と延焼の防止に努める。

消防に関する業務は、和光市、朝霞市、志木市及び新座市からなる埼玉県南西部消防本部で担当する。

2 和光市との連携

埼玉県南西部消防本部は市と連携し、消防活動に努める。

3 活動内容

【Ⅲ震災対策編 第1章 第9節 地震火災予防と消防活動 震災-70】による。

第4 和光市民の役割

災害時において、被害の未然防止又は低減を図るためには、市民一人ひとりの防災意識が重要であり、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより防災に寄与するように努めなければならない。

市民としての基本的な役割は次のとおりである。

1 平常時の役割

- (1) 防災に関する学習
- (2) 火災の予防
- (3) 防災設備の設置
- (4) 防災用品、非常持出品の準備
- (5) 一人3日（推奨1週間）分の飲料水・食料の備蓄
- (6) 生活必需品備蓄
- (7) 家具類の転倒防止や窓ガラスの落下・飛散防止
- (8) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化
- (9) 災害時の家族同士の連絡方法の確認
- (10) 自主防災組織への参加
- (11) 市や県が実施する防災訓練への参加

- (12) 自治会などによる地域の協力・協働体制への参画
 - (13) 可能な範囲での近隣の要配慮者の把握と交流
 - (14) 要配慮者のいる家庭は、住民組織や市へ可能な範囲で事前に通知
 - (15) 住宅の耐震化
 - (16) 家庭や地域での防災総点検の実施
- 2 災害時の役割
- (1) 適切な初期消火
 - (2) 避難時の電気ブレーカー遮断（通電火災の防止）、戸締まり、ガスの元栓の閉鎖
 - (3) 地域住民の共助による近隣の負傷者・避難行動要支援者の救出・救助
 - (4) 自主防災活動への参加、協力
 - (5) 避難場所での自主的な活動
 - (6) 避難所でのゆずりあい
 - (7) 市、県及び防災関係機関が実施する防災活動への協力
 - (8) 風評に乗らず、風評を広めない

第5 事業所の役割

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。また、市や県、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災活動に協力することも必要である。

このため、従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献等、災害時に果たすべき役割を発揮できるよう、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施等の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

事業所としての基本的な役割は次のとおりである。

- 1 平常時の役割
- (1) 災害時の防災体制の整備
 - (2) 備品などの転倒防止対策等の職場の安全対策
 - (3) 建物の耐震診断、必要な補強等
 - (4) 備蓄品・非常持出品の点検
 - (5) 従業員等との非常時の連絡方法等の整備
 - (6) 消火器、発電機など防災資機材の点検
 - (7) 危険物施設の安全点検
 - (8) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定
- 2 災害時の役割
- (1) 利用者、従業員等の安全確保
 - (2) 被災者等の安否確認
 - (3) 救助隊との協力
 - (4) 救助・救護の実施
 - (5) 市と連携した被害の拡大防止